

食のコミュニケーション円卓会議

代表 市川まりこ様

放射線照射ジャガイモの「安全性の懸念」の有無についてのご質問

平成 22 年 5 月 23 日付けで送付のありました標記に関して、下記のとおり回答いたします。

○ 質問 1、2 :

食品衛生法第 11 条第 1 項に基づく「食品、添加物等の規格基準」において、原則、食品に放射線を照射してはならないと定められています。ただし、発芽防止の目的でのばれいしょへの放射線照射については、放射線の線源、種類、吸収線量や再照射防止を規定した上で、認められています。現時点において、この取扱いの変更が必要となるような安全性に関する新しい知見は把握しておりません。

○ 質問 3 :

食品の安全性確保のための取組等については、従来、厚生労働省ホームページの活用等により情報公開に努めており、食品への放射線照射についても、現在までの検討状況等について、ホームページにおいて公開しているところです。また、今般、委託事業として行った「食品への放射線照射についての科学的知見のとりまとめ業務」報告書をホームページに掲載したところですので、ご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/housya/index.html>

平成 22 年 6 月 7 日
厚生労働省医薬食品局
食品安全部基準審査課